

はまなか



2017/No.620



命と財産守ります

今月の主な話題

- ▶平成29年度 町政執行方針・教育行政執行方針 2P
- ▶平成29年度 給付金のお知らせ - 臨時福祉給付金 - 21P
- ▶後期高齢者医療制度のお知らせ ~ 制度の見直しについて ~ 24P
- ▶「再生可能エネルギー」を新たに導入する方に補助いたします 28P
- ▶浜の風景 - 漁業者アンケート - 30P
- ▶健康サポート - 地域包括支援センターです - 40P

平成29年度 町政執行方針



浜中町長 松本 博

平成29年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまにご理解をいただきたいと存じます。

町政の基本方針

私は、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」のテーマ「^{いのち}生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか」を指針とし、その実現を目指して「地域を支える地場産業の振興」、「災害に強いまちづくり」、「若い世代への子育て支援の充実」の3つの柱を掲げ、まちづくりを進めております。

本町の経済を支えているのは農・漁業の第一次産業であり、本町の将来形成も基幹産業の発展に委ねられているといえます。地域経済を牽引する強固な産業基盤づくりのため、関連施策の積極的な展開を図ってまいります。その中で、本町の産業を守っていくためには、何より就業者を確保していかなければなりません。そのために、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」や「浜中町創生総合戦略」に基づき、人口減少に歯止めをかける施策として、産業後継者の確保に向けた新たな支援をしてまいります。また、特に若い世代が魅力と希望を抱きながら本町で働き住み続けてもらえるよう、結婚、出産、育児の支援を続けながら、子育てのしやすい環境づ

くりを注いでまいります。

本町の新たな地域振興施設として設置を目指す「道の駅」については、関係部署の職員で構成したプロジェクトにより、引き続き調査・検討を進めてまいります。併せて、「道の駅」構想に関し、町内各団体等より意見の収集を行ってまいります。

近年、これまで経験したことのない自然災害が国内外で発生しております。本町は、過去に幾多の自然災害を経験してまいりましたが、先人が懸命な努力により苦難を克服し、本町の礎を築き上げられました。町民の皆さまの安心・安全な暮らしを確保するため、関係機関等との連携のもとに、防災体制の強化を図ってまいります。また、防災機能を備えた新しい役場庁舎の建設を着実に進め、一人ひとりの生命と財産を守ることを最優先とした防災対策を推進してまいります。

さまざまな行政課題が山積しておりますが、財政の健全化と的確な行政改革に引き続き取り組んでまいります。

地域を支える地場産業の振興

①農業の振興について

我が国の農業は、高齢化に伴う後継者不在などによる担い手不足が深刻な状況にあり、農村の活力がますます低下している中、国においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、目標達成に向け、取り組みを進めております。

昨年12月、TPP承認案と国内対策関連法案が成立しましたが、米国の脱退表明により、発効が困難な状況となっております。また、日米FTA（自由貿易協定）や日欧EPA（経済連携協定）など、さらなる国際化の流れが予想される状況にあり、今後も動向を注視してまいります。

本町の農業は、食料供給基地として重要な役割を担っており、安心・安全な生産を維持・発展させるとともに、農業者が夢と希望を持てる農業・農村づくりに向け、畜産クラスター事業の活用をはじめとする諸制度により、生産基盤の整備や担い手の育成・確保、経営の合理化など、持続性のある足腰の強い農業の実現を目指してまいります。

①関係団体等の支援について

農業後継者対策事業、酪農技術センターおよび乳牛検定組合の運営に対して、引き続き支援してまいります。

②農業基盤整備について

北海道農業公社が行う整備事業により、自給飼料生産基盤の維持・向上に向けた取り組みを進めてまいります。また、浜中姉別地区一般農道整備事業による道路整備を進めてまいります。

③多面的機能支払交付金について

国営環境保全型かんがい排水事業により整備された施設等の維持管理のため、交付金を活用した地域共同による取り組みをはまなか農地・水保全協議会およびその他関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

④中山間地域等直接支払交付金について

各集落における農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保が図られるよう、交付金を活用した取り組みに引き続き支援してまいります。

⑤農業の経営基盤強化について

農業者の負担軽減対策として、産業振興資金の貸し付けや各種制度資金に対する利子補給を従前どおり実施し、基盤強化の支援をしてまいります。

⑥新規就農者等育成対策について

新規就農者対策については、引き続き浜中町就農者研修牧場運営費助成や経営技術研修受け入れ者に対する助成、就農後の農場リース料などの助成、青年就農給付金事業による安定的経営を図るための支援をしてまいります。

また、農業の後継者対策として、新規卒業就業者等およびUターン就業者等に対し、新たに農業後継者就業交付金による支援を行い、農業の担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

後継者就業交付金	600
浜中姉別地区道営農道整備事業負担金	22,500
中山間地域等直接支払交付金	203,651
(有)浜中町就農者研修牧場運営費補助	5,000
新規就農者誘致事業補助	39,226
青年就農給付金事業補助	6,000
農地・水保全多面的機能支払交付金	11,102
経営技術研修受入事業助成	7,000
畜産担い手育成総合整備事業基本施設委託	68,575
畜産担い手育成総合整備事業農業用施設購入	132,107
産業振興資金貸付金	12,000

②林業の振興について

森林は、国土の保全や水源の涵養^{かんよう}、地球温暖化の防止など、生活の面や動植物が生息する上で多面的・公益的機能を有し、社会生活基盤を構築する最も重要な役割を担う貴重な再生可能資源であります。

その恩恵を将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要であります。また、森林生態系の維持と適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の振興を図ってまいります。

①町有林の整備について

森林環境保全整備事業として、^{じこしらえ}地拵、植林、下刈り、間伐などを実施するほか、未来につながる森づくり事業に対して支援してまいります。

②林道の整備について

今後予定される事業の推進に向け、幌戸線および本六番沢線の2路線の補修を進めるとともに、姉別新行線林業専用道の開設に取り組んでまいります。

③植樹祭について

湯沸地区での植樹祭については、植樹予定地に防風柵を設置し、浜中漁協女性部との共催で例年同様に実施してまいります。

④有害鳥獣対策について

エゾシカ対策については、地元猟友会への有害駆除委託や駆除者の費用負担軽減制度の活用により、農林業被害等の対策を図るとともに、新規に狩猟免許を取得する方への諸費用助成による有害駆除の担い手対策を行ってまいります。また、浜中町鳥獣被害防止対策協議会により取り組まれている被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。また、エゾシカ肉の有効活用を図る取り組みを推進してまいります。

ヒグマ対策については、防災行政無線やホームページによる出没情報の提供など、人命被害や農畜産物被害の未然防止に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町有林整備事業（造林事業）	30,275
林道開設工事	25,200
林道補修工事	4,842
エゾシカ等有害駆除委託	10,200
未来につながる森づくり推進事業補助	6,267

3 漁業の振興について

本町の漁業は、海洋環境が変わりつつある中、昆布漁の盛漁期の出漁日数の減、サンマや秋サケなどの主力魚種の水産資源低迷による漁獲不振など、取り巻く環境は厳しさを増しております。

また、食生活における魚離れによる消費の低迷、輸入水産物との競合による販売不振などの課題を抱えるとともに、漁業従事者の減少や高齢化などにより、漁村の活力低下が懸念されております。

このような状況を改善するため、沿岸の自然条件を活かした資源増大と地域特性に合った災害に強い栽培漁業の推進、漁業の担い手の確保と育成を図るとともに、経営基盤の強化に対する支援と生産基盤の整備を進めてまいります。

また、昆布 I Q 制度の堅持については、関係機関と連携を図りながら、国等に対する要請活動を行ってまいります。

①漁場の整備について

水産資源等の維持増大と安定した生産を図るため、水産多面的機能発揮対策事業により、引き続き昆布漁場の雑海藻駆除とアサリ漁場の環境保全対策に支援してまいります。

また、昆布漁場における栄養源の供給試験については、活動組織と連携し、引き続き実施してまいります。

②増養殖事業の推進について

ウニ資源の増大を図るため、引き続き管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。ウニ種苗センターの建設については、ウニ養殖の災害対策が喫緊の課題であることから、これらの対策と併せ、関係機関と協議を進めてまいります。

また、マツカワ放流、チカ増殖、カキ養殖試験事業に引き続き支援してまいります。

③漁業の後継者対策について

漁業の後継者対策として、新規卒業就業者等およびUターン就業者等に対し、新たに漁

業後継者就業交付金による支援を行い、漁業の担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

また、北海道漁業研修所の総合研修受講者に対し、引き続き支援してまいります。

④漁業の経営基盤強化について

漁業者の生産設備の整備については、産業振興資金の貸し付けや漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給により、引き続き支援してまいります。

また、水産物の付加価値向上を図り、販路拡大に向けたPR活動に支援してまいります。

⑤港湾・漁港関連施設の整備について

霧多布港湾直轄事業は、琵琶瀬湾用地護岸、航路護岸の改修を引き続き実施してまいります。

漁港関連では、琵琶瀬漁港の北防波堤の改修、散布漁港外港の東護岸・西防波堤の整備、渡散布漁港の物揚場整備などを進めるとともに、丸山散布の物揚場整備を引き続き実施してまいります。

海岸事業については、新川河口部の改修工事に着手いたします。霧多布港海岸の防潮堤については、交付金の採択状況を見ながら、髙上に係る実施設計を進めてまいります。また、水取場側海岸の防潮堤については、本年度より髙上改良工事を実施してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

後継者就業交付金	3,000
新川船揚場整備工事	50,000
水産振興基金積立金	8,000
水産多面的機能発揮対策支援事業負担金	12,765
釧路管内水産種苗生産センター運営費補助	1,911
丸山散布物揚場整備工事	40,000
漁港工事地元負担金	12,001
国直轄港湾整備事業管理者負担金	67,000
産業振興資金貸付金	13,503

4 商工業の振興について

商工業を取り巻く経営環境は、近隣地域への大型店の進出やインターネットの普及など

に伴い、消費動向の広域化・多様化による購買力の流出などにより、依然として厳しい状況にあります。

このことから、経営改善普及事業に対する支援を継続して実施するとともに、特産品開発や販路拡大などにより、商工業の活性化を図ってまいります。

新卒者の多くは、就業の場を求めて町外に流出していることから、地元での雇用の安定と確保に向けた取り組みを進めてまいります。

①商工業の経営基盤強化について

商工業者の経営安定に向け、中小企業特別融資枠を拡大するほか、保証料の助成と利子補給、産業振興資金の貸し付けを継続してまいります。

また、プレミアム付き商品券発行事業に引き続き支援してまいります。

②特産品開発・販路拡大の推進について

MO-TTOかせての有効的な活用を図るとともに、地域経済活性化促進奨励補助により、浜中ブランド特産品の開発に支援してまいります。

また、加工品の消費拡大に向け、パンフレット、ホームページによるPR活動を行うとともに、各種イベントへの参加による特産品の販売促進に努めてまいります。

③企業誘致と雇用創出について

雇用創出と就労の安定対策として、事業場等の新設または増設をする事業者に対し、企業振興条例を活用した支援をしてまいります。

また、町内企業への雇用要請を行うとともに、国・道の各種雇用促進支援制度の情報提供に努めてまいります。

④商工業の後継者対策について

商工業の後継者対策として、新規卒業就業者等およびUターン就業者等に対し、新たに商工業後継者就業交付金による支援を行い、商工業の担い手確保と本町への定住促進を

図ってまいります。

⑤消費者相談等について

特殊詐欺や多重債務などの対策については、専門の相談員が配置され体制が充実している釧路市の消費生活センターへ引き続き委託し、対応してまいります。

また、詐欺の手口は年々多様化しており、特殊詐欺等の被害防止のため、消費者に対して情報提供と啓発に努めてまいります。

⑤観光の振興について

本町には、訪れる方々から高い評価をいただいている風光明媚な自然景観や豊かな自然環境の恩恵である四季折々の新鮮な味覚など、本町ならではの観光素材に恵まれており、これらを活用し、観光協会をはじめ商工会・産業団体・観光関連事業者との連携により、地域特性を生かした観光振興を図ってまいります。

①観光ホスピタリティの充実について

本町を快適に観光していただけるよう、観光施設の持続的な維持管理を行うとともに、関係団体との連携のもと、インターネット等を活用し、タイムリーな観光情報の提供と観光客へのサービス向上に努めてまいります。

②観光振興の体制づくりについて

本年度、ルパン三世生誕50周年を迎えるにあたり、ルパン三世による地域活性化プロジェクト事業に対し、引き続き支援してまいります。

霧多布湿原センターについては、引き続き指定管理による運営を行い、環境教育や湿原

保全の啓発に向けた事業などを展開してまいります。

霧多布温泉ゆうゆについては、町民の保養や交流の場および災害時における避難施設としての活用とともに、本町の観光施設としての活用に努めてまいります。

また、宿泊、飲食、体験事業者と連携し、商工会、観光協会とともに滞在型観光の推進に努めてまいります。

③広域観光の推進について

釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会において現在進めている教育旅行の誘致と受け入れ体制基盤の整備に支援してまいります。

道東自動車道阿寒インターチェンジの開通に伴い、釧路管内への観光客入込数は増加しており、三町の代表的観光ルートである北太平洋シーサイドライン「岬と花の霧街道」、釧路地域と東京特別区との交流推進事業など、首都圏を中心に本町の魅力発信に向けたプロモーション活動を展開してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町商工会補助	14,300
地域経済活性化促進事業補助	8,000
後継者就業交付金	600
町地域経済活性化促進奨励補助	600
中小企業特別融資資金利子補給	2,000
中小企業特別融資預託金	40,000
町観光協会補助	2,800
ルパン三世地域活性化プロジェクト	10,184
霧多布湿原センター管理運営負担金	30,811
産業振興資金貸付金	9,500

自然と共生し景観と調和した快適なまちづくり

①町道等の整備について

①町道および橋梁の整備について

「道路ストック総点検事業」や「橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な整備を進めてまいります。

町道については、浜中桜4号通改良舗装工

事、茶内原野西7線道路、暮帰別道路、運動公園通の局部改良工事などを実施してまいります。また、橋梁については、交付金の採択状況を見ながら、緑栄橋および丸佐橋の補修工事や近接目視による点検を行ってまいります。

②町道の維持と除雪について

町道の維持と除雪については、安全な道路環境と路線の維持・確保に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町道維持業務委託	50,000
町道除雪業務委託	40,000
町道維持補修工事	40,000

2防災対策および消防・救急体制について

①防災対策について

(ア)防災行政無線のデジタル化整備について

本年度で完了予定の農村部の防災行政無線デジタル化工事を引き続き実施してまいります。

(イ)避難路の確保と整備について

道道琵琶瀬茶内停車場線ほか道道の津波避難道路整備については、早期事業化に向け、引き続き国・道へ強く要望してまいります。

避難路の整備に向け、丸山散布津波避難道路基本計画に係る調査を実施してまいります。

(ウ)津波防災避難訓練の実施について

何より命を守ること、いち早く高い場所へ避難することを軸とし、より多くの参加が得られるよう、関係機関と連携を図りながら、より実効性のある津波防災避難訓練を目指してまいります。

また、避難所で起こるさまざまな状況に対応できるよう、町内会・自治会による避難所運営訓練を引き続き実施してまいります。

(エ)自然災害に関する情報提供について

地震や津波をはじめ、台風や暴風雨による土砂災害や河川氾濫、暴風雪等の自然災害については、北海道防災情報システムや気象台などから、あらゆる情報の収集を行うとともに、防災行政無線等を活用し、迅速な情報提供と注意喚起の徹底を図ってまいります。

(オ)防災センターの整備について

防災センターについては、一時避難施設としての活用、防災行政無線や津波防災ステーションの集約など、新しい役場庁舎の建設と

併せ、整備に向けて取り組んでまいります。

②消防・救急体制について

浜中消防署が実施する定期訓練や管内技能競技大会への参加、高規格救急車や水難救助用潜水資機材の整備などにより、さらなる消防・救急体制の充実を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

防災行政無線デジタル化事業	75,516
津波防災避難道路調査設計業務委託	3,078
高規格救急自動車購入(消防)	45,091
潜水資機材等購入(消防)	1,809
災害対策に要する経費	16,183

3交通安全・防犯対策について

①交通安全について

本町は2月28日現在、死亡交通事故ゼロ485日を継続中であり、今後も関係機関と協力して「悲惨な交通事故を起こさない、遭わない」を合言葉に、町民一丸となって交通安全運動を展開し、交通事故抑止に向け、取り組んでまいります。

②防犯対策について

犯罪や非行のない地域社会の実現に向け、町民が安心・安全に暮らせるための啓発活動を進めるとともに、青少年は地域で育むという視点のもと、関係機関・関係団体・地域と連携を深めながら、地域等における自主的な防犯活動に支援してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町道ロードマーク標示工事	2,500
--------------	-------

4環境保全・環境衛生について

①環境保全について

「浜中町環境基本計画」に基づき、本町の環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

本町の自然条件や豊富な地域資源の特性を生かした省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を通じて、資源の域内循環やコミュニティの創造など、さまざまな側面から地域活性化につながる低炭素地域づくりに向

けた取り組みを進めてまいります。

地球温暖化対策については、温室効果ガスの削減および町民の意識啓発に努めるとともに、引き続き再生可能エネルギーの導入に支援してまいります。また、学校版環境ISOについては、学校への普及促進を図ってまいります。

本町には多数の貴重な動植物が生息しており、これらの生態系を守る活動を実施してまいります。

②環境衛生について

環境への負荷を軽減する循環型社会の実現に向け、資源物リサイクル活動奨励交付金事業により、町内会・自治会における資源物のリサイクル活動の一層の促進を図ってまいります。

また、家庭における分別の徹底を図り、ごみの減量化と資源リサイクル化に取り組んでまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

再生可能エネルギー等導入支援対策事業補助	300
資源物リサイクル活動奨励交付金	3,616
清掃事業委託（ごみ収集業務）	42,967
清掃事業委託（可燃ごみ焼却）	36,720
清掃事業委託（し尿収集業務）	19,187
合併処理浄化槽設置補助	3,700

⑤上・下水道の整備について

①上水道の整備について

平常時において安定した水道水の供給を図ることを基本とし、経年設備の改修などの実施と非常時に対処するための応急給水器具・備品等の計画的な整備を進めてまいります。

②「水道ビジョン」の策定について

人口減少社会の到来や災害への対応、水道施設の更新時期の到来など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応すべく、将来を見据え、限られた財源の有効活用と効率的な事業執行を確保するため、本年度、「水道ビジョン」の策定に引き続き取り組んでまいります。

③下水道の整備などについて

「下水道長寿命化計画」に基づき、霧多布クリーンセンターの電気設備の更新工事を引き続き実施するとともに、浜中地区の污水管渠工事を実施してまいります。

また、現在の「下水道長寿命化計画」が本年度で終了することから、平成30年度以降の「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、引き続き施設の適正な維持管理に努めてまいります。

なお、本年1月末現在における水洗化率は76.5%となっており、引き続き水洗化率の向上に努めるとともに、下水道処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置に対し、引き続き支援してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

霧多布クリーンセンター長寿命化事業	30,000
浜中地区污水管渠工事	7,800

⑥住宅・住環境整備について

①町営住宅の整備について

公営住宅については、平成34年度までの「浜中町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安心・安全で快適な住環境の整備を図ってまいります。

浜中A団地については、建て替えに向け、地質調査および実施設計に着手いたします。また、暮帰別潮見団地については、屋根の葺替工事と塗装工事を実施してまいります。

②民間住宅への支援について

安心住まいる促進事業については、本年度より新たに水洗化改造を助成対象に加え、引き続き民間住宅等の改修などに支援してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

安心住まいる促進事業助成金	4,000
町営住宅補修工事	7,400
公営住宅新築工事地質調査および設計業務委託	11,900

健やかで安心して暮らせる福祉のまちづくり

1 地域福祉について

① 地域で支える基盤整備づくりについて

民生・児童委員等、関係機関と連携しながら、各種福祉サービスに関する情報提供や相談体制の整備に努めてまいります。

地域の介護拠点施設である特別養護老人ホームハイツ野いちごが築20年以上を経過していることから、安全で快適な施設運営のため、ボイラーの増設やナースコールの取り替えなどの維持補修費用を前年度に引き続き助成してまいります。

2 高齢者福祉について

① 「第7期高齢者保健福祉計画」等の策定について

平成30年度から3年間の「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。

② 福祉サービスについて

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、外出支援や自立生活支援、除雪などの各種サービスを継続し、高齢者の暮らしを支援してまいります。

③ 健康づくりと介護予防について

高齢者が活動的で生きがいのある生活を送れるよう、後期高齢者の健康診査受診促進のため、健診料金の無料化、地域における介護予防教室、老人クラブを対象とした健康教室を引き続き実施してまいります。

また、感染症予防対策としてインフルエンザおよび肺炎球菌の予防接種料の助成を継続してまいります。

④ 介護保険制度とサービスの充実について

本年度より、要支援と認定された方の訪問・通所サービスを「新たな介護予防、日常生活支援総合事業」として実施するとともに、高齢者が健康で生きがいを持って社会で活躍できる環境づくりと、支援を必要とする方々を

地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

3 障がい者福祉について

① 「第3期障がい者計画」等の策定について

平成30年度から6年間の「第3期障がい者計画」および3年間の「第5期障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

② 日常生活支援・社会参加の促進について

高度化・多様化する福祉ニーズを踏まえ、障がい者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や関係機関と連携した地域生活支援事業を適切に実施してまいります。

また、旧榊町保育所で実施している子ども発達支援センター事業と老人福祉センターで開設している地域活動支援センター事業について、平成30年度より旧榊町小学校を活用して事業を開始するにあたり、移転に向けた改修工事に着手いたします。

4 子育て支援・児童福祉について

① 母子保健等について

妊娠届のあった方に対する交通費の助成や不妊治療費の助成、出産祝金の支給などを継続するとともに、新たに釧路町の助産所への委託により、産前産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産包括支援を実施し、妊娠、出産、子育て期を通じた相談支援事業の充実を図ってまいります。

② 保育所の運営について

町立保育所については、児童の年齢や個々の育ちに配慮した質の高い保育の提供により、保護者が安心してお子さんを預けることができるよう、家庭や地域との連携を図りながら適切な運営に努めてまいります。

茶内保育所については、平成31年度の供用開始を目指し、本年度、改築に向けた実施設計に着手いたします。

保育料については、より入所しやすい保育環境づくりに向け、引き続き独自の負担軽減を図ってまいります。

保育所に入所していないお子さんを対象とする一時預かり保育については、引き続き霧多布保育所において実施してまいります。

子育て支援センターについては、あそびのひろばを継続することにより、親子が触れ合う場と子育て相談の場の提供に努めてまいります。

③児童健全育成と子育て環境づくりについて

放課後児童クラブについては、霧多布地区と茶内地区で開設し、適切な運営に努めてまいります。

④子ども医療費の助成について

子ども医療費については、引き続き高校生世代まで無料化し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

5ひとり親・低所得者福祉について

①生活支援について

ひとり親家庭や低所得世帯については、民生児童委員等、関係機関との連携により、各種制度の周知や相談支援に努めてまいります。

また、本年度も国より支給される臨時福祉給付金を交付するとともに、低所得世帯等への支援を充実するため、福祉灯油購入助成や生活支援金の給付を継続してまいります。

6医療体制の整備について

①地域医療の充実について

24時間電話健康医療相談や地域医療講演会の実施、命のバトンの普及啓発のほか、診療所や消防署との連携による浜中町地域医療連携会議を継続してまいります。浜中診療所においては、毎週金曜日の診療時間の延長や厚岸町との協定による休日・夜間における救急医療体制を継続してまいります。

7保健・健康づくりの推進について

①保健予防対策について

小児の感染症予防のため、従来からの定期

接種に加え、昨年10月から定期接種となったB型肝炎予防接種についても、医療機関と連携し、引き続き無料で実施してまいります。

また、1歳児から高校3年生相当までの年齢の方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を継続してまいります。

②健康づくりについて

がん検診や特定健康診査の受診率向上のため、休日健診を新たに設定して受診機会を拡大するとともに、疾病の早期発見のための受診勧奨や生活習慣病予防のための特定保健指導を徹底するなど、町民の健康づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

③国民健康保険事業等について

国民健康保険は、医療費の適正化と特定健康診査の取り組みによる保健事業を推進するとともに、保険税の適正な賦課と収納確保を図りつつ、健全な事業運営に努めてまいります。

また、平成30年度から新たな国民健康保険制度となり、財政運営の主体が都道府県単位に広域化されることに伴い、本年度は、「データヘルス計画」を策定し、糖尿病の重症化予防対策等の事業を実施するとともに、新制度への円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。

後期高齢者医療は、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、現行制度についての理解を求め、保険料の収納等、適正な事務の執行に努めてまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

子どもインフルエンザ予防接種料助成	1,767
低所得者世帯等生活支援助成金	2,600
保育所保育料扶助	2,200
茶内保育所建設工事実施設計業務委託	27,500
出産祝金・妊産婦交通費助成・不妊治療費助成	3,950
社会福祉協議会補助	33,434
臨時福祉給付金交付事業	10,500
重度心身障がい者、ひとり親家庭、子ども医療費扶助	42,948
デイサービス事業補助	19,433
社会福祉法人浜中福祉会補助	26,464
高齢者在宅生活支援事業委託	11,668

地域とともに歩むまちづくり

1 町民と協働によるまちづくりについて

① 広報、広聴活動の充実について

行政情報等については、「広報はまなか」や4月より公開される新しいホームページとともに、防災行政無線を有効活用し、幅広い発信に努めてまいります。

また、町民との懇談会やインターネットを通じて届けられた要望や意見をしっかりと把握し、適切な対応に努めてまいります。

② 地域おこし協力隊について

地域での協力活動に従事する「地域おこし協力隊」の活用を検討してまいります。

③ 結婚祝金について

本町への定住促進と少子化対策の一環として、町内で婚姻された方に対し、引き続き結婚祝金を支給してまいります。

④ 地域振興補助について

地域住民により組織された活動団体などが、地域特性を生かして地域活性化やコミュニティ活動の振興を図るための事業に対し、引き続き支援してまいります。

⑤ 人づくり事業について

本町の将来を担う人材の育成を図るため、地域活性化や今後の産業活動などに結び付ける事業に対し、引き続き人づくり基金を活用し支援してまいります。

⑥ コミュニティ活動の拠点施設の整備について

公の集会施設については、必要な補修とともに備品の整備を進めてまいります。

なお、旧浜中生活館については、老朽化により解体いたします。

2 基幹統計調査の実施について

① 基幹統計調査の実施について

工業統計調査や就業構造基本調査などの基幹統計調査については、関係機関や統計調査員との連携を密にし、適正な業務を進めてまいります。

3 地域公共交通の維持・確保について

① 地域公共交通の維持・確保について

地域公共交通を確保するため、民間事業者が運行するバス路線の維持に、引き続き支援してまいります。

また、町内巡回バスについては、引き続き民間委託による運行を行い、利用者の利便性を図ってまいります。

J R北海道が発表したJ R単独では維持困難な線区に花咲線が選定されたことから、沿線自治体や関係機関と連携を図り、路線の維持・確保に向け、国・道へ強く要望してまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

公の集会施設改修工事	46,100
結婚祝金	1,500
地域振興事業補助	1,825
人づくり事業推進補助	500
巡回バス運行委託	4,133
地方バス路線維持対策補助	19,110

4 健全な財政運営の推進について

本町の財政は、財源の多くを地方交付税や国・道からの補助金等に依存し、その動向によって大きな影響を受けかねない状況にあります。行政に対する町民ニーズの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、行政経費や社会保障費が増加傾向にある中、日本経済は回復基調にあって景気は上向きと言われるものの、地方はその経済効果を実感するまでに至っておらず、本町においては、自主財源の大きな増加を望むことができない状況にあります。

このような中、本町の平成29年度一般会計予算は、国の予算案で地方交付税が5年連続の減額となり、大変厳しい状況ではありますが、「地域を支える地場産業の振興」、「災害に強いまちづくり」、「若い世代への子育て支援の充実」を柱に、産業振興関連の予算、学校給食センター改築予算、子育て支援関連の予算

を計上するなど、前年度対比17.0%増の73億9,280万4千円となったところであります。

また、町税については、総体ではほぼ前年度並みとなっております。

①効果的、計画的な財政の運営について

「第7次行政改革大綱」に基づき、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

地方債の発行については、対象とする事業を厳選し、国・道の補助金等の活用を十分に図るなど、最も有利な方法を選択し、町債残高の圧縮と実質公債費比率の改善を図ってまいります。

さらに、本年度の事業については、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」との整合性を図り、時機に応じて緊急性の高いものを優先して実施してまいります。

経常経費については、引き続き徹底した節減に努めてまいります。

②課税の適正化と納税の推進について

公正な課税に努めるとともに納税者と納税相談を重ね、納税意識の高揚を図ってまいります。また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携し、町税の収納率向上に取り組んでまいります。

さらに、本年度より町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、これまでの納付場所に加え、全国のコンビニエンスストアおよび郵便局での納付を可能にすることで、納付者の利便性の向上を図ってまいります。

③債権管理の適正化について

財政基盤の根幹である使用料、手数料および貸付金等の自主財源を確保するため、「債権管理条例」に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政の健全化に努めてまいります。

⑤広域行政の推進について

住民の経済活動等の広範化により、生活ニーズの多様化に対応するため、管内市町村等との広域的な連携を図った経済交流や要望

などを展開してまいります。

①管内市町村等との広域連携について

釧路地域全体の産業・観光振興、環境保全などを図るため、釧路地域づくり連携会議、釧路町村会の地域づくり広域プロジェクト、釧路定住自立圏共生ビジョンによる事業、自然の番人宣言など、管内市町村や関係機関との広域連携を推進してまいります。

②道東自動車道の整備促進について

道東自動車道の整備促進に向け、北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会や北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会、近隣自治体等との連携強化を図ってまいります。

また、道東自動車道が釧路市まで延伸したことに伴い、くしろ地域の魅力をPRする「ウェルカム道東道オールくしろ魅力発信事業」について、引き続き関係機関と連携のもと取り組んでまいります。

⑥行政改革と執行体制について

急速な少子高齢化や情報化の進展、厳しい財政状況の中、安全で良質な公共サービスを確実かつ効率的に提供できるよう、「第7次行政改革大綱」を指針とし、今後の職員の適正配置や人材育成など、将来を展望した行政改革に取り組んでまいります。

町長と教育委員会で構成する浜中町総合教育会議において策定した「浜中町教育大綱」で示された基本方針を基に、町と教育委員会が連携し、学校教育や社会教育の充実を図り時代の変化に対応した教育施策を展開してまいります。

社会保障・税番号制度の本格的な運用に合わせてセキュリティ対策を進めるとともに、増加する町の業務に対応するため、職員が知恵を出し、一丸となって行政サービスの向上に取り組んでまいります。

さらに、新しい役場庁舎の建設について、本年度より新たに専任職員を配置し、着実な取り組みを進めてまいります。

むすびに

以上、平成29年度の町政執行にあたって、基本姿勢と主要施策の概要を述べさせていただきました。

現在、地方は少子高齢化などに伴う集落の過疎化、都市部への一極集中に伴う人口減少に直面しており、それは、住民の生活水準や生産機能などの著しい低下を招くという、極めて憂慮すべき状況をもたらす恐れがあります。本町におきましても、若年層の町外流出をはじめとする社会減に歯止めをかけることが喫緊の課題であります。

私は、本町の基幹産業である農・漁業の持続的な振興を図ることが、まちづくりの全ての基本であることを常々申し上げてまいりました。本町に求められていることは、将来の地域産業を担う後継者を確保し、途切れることなく次代に引き継ぐことであります。そのためには、全ての人たちに愛着を持っていただけるよう、魅力溢れる浜中町の創造に向け、さらにまちづくりを活性化させなければなりません。これこそが、私に課せられた最大の責務であります。

これまで以上に、私は町民の皆さまとの協働、対話という姿勢を大切にしながら、開かれた行政運営を進めてまいります。

町民の皆さま・町議会議員の皆さま、本町の発展のため一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



平成29年度 教育行政執行方針



教育長 内村 定之

平成29年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまにご理解をいただきたいと存じます。

昨年、リオ五輪において、日本の若者が躍動し、史上最多となるメダルを獲得するなどの嬉しいニュースが飛び込んできた一方で、青少年による凶暴事件やネット犯罪被害が後を絶たないなど、その問題行動が全国的に憂慮される状況にあります。

また、我が国における少子高齢化や情報化、グローバル化はますます進行し、社会が急速に変化する中、柔軟に対応し、社会を主体的に創造していく人材の育成が強く求められております。

激変する社会を生き抜き、豊かな町を築いていくためには、郷土を愛する心と高い志を持ち、自ら未来を切り拓いていこうとする人

を育む教育の活性化が不可欠であります。

そのような中、本町では、教育行政における責任体制の明確化や首長との連携強化などを柱として抜本的に改正された新教育委員会制度に本年2月より移行しました。

新しい体制の教育委員会として、その使命と責任を果たすべく、本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き 豊かなまちを拓き創造する人づくり」のさらなる実現に向けて、これまで以上に首長と密接な連携を図りながら、ふるさとに誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続ける教育を推進してまいります。

「生きる力」を育む学校教育の充実

■確かな学力を育む教育の推進

これからの時代に求められる資質・能力を育成するためには、知識・技能の習得だけでなく、課題の発見と解決に向けた「主体的・対話的な深い学び(アクティブ・ラーニング)」の実現が重要であります。児童・生徒が他者と関わり、学ぶ楽しさを実感しながら、進んで課題を解決しようとする態度を身につけ、

生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、確かな学力の育成に向けた支援に取り組んでまいります。

①確かな学力の定着を図る学習指導の充実

学校教育指導を通して、学びの質の向上に向けた授業改善の取り組みの充実を図るとともに、研究指定校による実践研究を支援してまいります。

また、全国や町独自の学力調査を実施し、その分析に基づき、学習指導の改善を図り、その成果や課題を家庭・地域と共有してまいります。

さらに、本町の課題である低位学力層の児童・生徒に対して放課後の学習や長期休業中の学習など、個に応じたサポート学習を実施してまいります。

なお、配慮を要する児童・生徒や学級編成の状況に応じて学習支援員を配置し、授業において学習理解を促すよう支援してまいります。

②学習・生活習慣の確立

児童・生徒が意欲的に学習に取り組むために、家庭学習の定着、読書の励行などの学習習慣や、「早寝、早起き、朝ごはん」を基本とした生活習慣の確立を家庭や地域と連携しながら推進してまいります。

③外国語教育の推進

児童・生徒が将来の社会で英語力などを伸ばす基盤を段階的に育成するために、小学校に外国語活動指導助手、中・高等学校に外国語指導助手をそれぞれ派遣し、外国語教育を推進してまいります。

また、教育アドバイザーを新たに配置し、次期学習指導要領への円滑な移行に向けて、外国語教育の研修や指導計画の作成、教材の充実などに向けた取り組みを支援してまいります。

④特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備と教室環境や施設設備の充実、生活支援員の配置など、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かい指導を継続してまいります。

また、教育支援委員会の機能を充実させ、教育、保健、福祉などのさまざまな関係機関と連携しながら、障がいのある子どもやその保護者が抱えるさまざまなニーズや困りごとに対して適切な相談・支援を行ってまいります。

す。

⑤教職員の指導力の向上

主体的・対話的な深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、釧路教育局や教育研究所と連携しながら、教員研修会の開催、各種研修会等への参加促進など、教職員の指導力向上に積極的に取り組んでまいります。

また、各学校においてプロジェクター等のICT（情報通信技術）機器を積極的に活用するとともに、研修会を実施してICT活用指導力の向上に努めてまいります。

なお、全国的に体罰事故などが後を絶たないことを踏まえ、教職員の不祥事防止に向けた研修を促進し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

⑥保護者の負担軽減

教育における機会均等の保障と誰もが安心して学べる教育環境を目指し、就学援助、遠距離通学費助成のほか、奨学金の給付拡充により、保護者の経済的な負担軽減に向けた取り組みを充実させてまいります。

2豊かな心を育む教育の推進

児童・生徒の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、「社会に開かれた教育課程」を構築し、「生きる力」を多面的に育成していくことが肝要となります。地域社会との連携を深める体制を整備し、児童・生徒が、豊かな自然や文化に触れ、感動を体験する活動を推進するとともに、「ふるさと」への誇りや愛着を深める体験学習や地域でのボランティア活動など、特色ある教育活動を推進してまいります。

①道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の実施に向けて、児童・生徒が主体的に「考え、議論する」道徳の授業の実践化や指導計画の整備など、道徳教育の改善・充実を図ってまいります。

また、家庭・地域と意識の共有や連携が図られるよう、各学校における道徳授業の公開や取り組みの発信を推進してまいります。

②読書活動の充実

学校図書の活性化と「朝読書」などの読書活動の充実を図るとともに、保護者や総合文化センター図書室との連携により、日常生活から本に親しむ習慣の定着を推進してまいります。

③特色ある体験活動の推進

霧多布湿原センターと連携した自然体験学習や、地域において勤労観や職業観を育む職業体験学習など、地域の人的・物的資源を積極的に活用し、学校や地域の特色を生かした体験活動を推進してまいります。

④生徒指導の充実

いじめの問題につきましては、国のいじめ防止対策推進法を基に、町および学校の「いじめ防止基本方針」により、適切に対応するとともに、いじめ根絶に向けた「1学校1運動」の実施、「子ども会議」の開催などを通して、「いじめは決して許されないこと」の意識醸成に努めてまいります。

また、心の教室相談員を小・中学校へ配置し、教育相談の日常化を図るとともに、教育アドバイザーによる不登校児童・生徒の特性に応じた学習支援・適応指導を推進してまいります。

さらに、釧路教育局、各地区の青少年健全育成協議会や生徒指導連絡協議会等、地域・関係機関と連携した子どもの健全育成を推進してまいります。

⑤校種間連携の推進

保育所・小学校において、子ども同士や職員間の積極的な交流による円滑な接続に努めるとともに、小・中学校においては、校種間連携推進事業を計画し、児童・生徒理解に向けた実態交流や授業交流などを通して、9年間を見通した指導の充実に努めてまいります。

また、教育研究所の研究活動や生徒指導、授業や部活動などを中心に、高等学校との連携も発展させてまいります。

⑥環境教育の推進

環境について考え、学校ぐるみで行動する「学校版環境ISO」や、きれいなまちづくりへの参加を宣言する「自然の番人宣言」を継続し、児童・生徒の主体的な実践につながる環境教育の充実に努めてまいります。

⑦地域とともにある学校づくりの推進

昨年より開始した「土曜授業」により、家庭・地域の学校教育に対する参画の気運が高まっており、引き続き「土曜授業」による保護者や地域住民への授業公開や外部人材を活用した授業などを実施してまいります。

また、地域住民が児童・生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善・充実を図る「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入に向けて、その具体的な在り方を検討し、実施体制の準備に取り組んでまいります。

③健康・安全教育の推進

生涯にわたって、心身ともに健康に過ごすためには、体の成長や体力の向上に加え、望ましい生活習慣の確立が不可欠であります。

児童・生徒の健康の保持・増進や体力・運動能力の向上、運動習慣の確立を図る健康教育の充実とともに、いかなる時でも冷静に判断し、適切な行動を行うための安全教育を推進してまいります。

①体力向上に向けた取り組みの充実

体力・運動能力、運動習慣等調査を継続実施し、調査結果の分析を生かした体育科の授業改善や学校全体の取り組みを充実させてまいります。

また、児童・生徒の生活習慣の改善に向けて、家庭・地域・社会教育との連携を図り、情報発信や運動に親しむ機会の提供に努めてまいります。

②食の理解と望ましい食習慣の定着

給食と関連を図った指導や栄養教諭による食に関する指導を計画的に実施し、食に関する理解と望ましい食習慣の確立を推進してま

います。

また、地域の食材や食文化を学び、自然の恩恵や生産に携わる人々に感謝するとともに、「ふるさと浜中」の素晴らしさを認識する機会づくりとして、給食に地元食材を積極的に活用してまいります。

③保健指導の充実

病気やけがの予防、心身の発達と性に関する指導、薬物乱用防止など、学校における保健に関する指導計画を整備するとともに、関係機関と連携を図った保健指導の充実に努めてまいります。

④防災・安全教育の充実と危機管理体制の整備

学校や地域の実情を踏まえた組織的な行動マニュアルに基づき、火災や地震、大津波といった災害の具体的な状況を想定した訓練を計画的に実施するなど、学校、地域の実態に応じた防災体制を確立してまいります。

また、家庭、地域や関係機関と連携しながら、登下校や校外時の安全対策に取り組むとともに、交通安全教室や防犯教室の開催等、自ら身を守ることでできる子どもを育成する安全教育を計画的に実施してまいります。

4霧多布高等学校教育の振興

生徒一人ひとりの「才能と可能性」を見つけて伸ばし、「やる気と自信」を育み、社会人としての基礎を培う教育内容の充実を図るとともに、町立高校として地域との密接な連携のもと、町民に信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

①信頼される高等学校教育の確立

生徒一人ひとりの個性や持ち味を生かしながら、学習支援員2名を活用し少人数指導や習熟度別授業やコース別授業を実施し、基本的な知識技能を習得させ、課題を解決するための思考力・判断力・表現力の能力を高め、主体的に学ぶ姿勢を育成するとともに、教育環境の変化を見据えたICT教育の充実に努めてまいります。

また、高等学校で特別な配慮を要する生徒への適切な教育環境の確保・進路実現など高等学校における特別支援教育を推進してまいります。

②各種研修派遣事業の実施

国内産業派遣事業、国内環境派遣事業、海外交流派遣事業につきましては、生徒一人ひとりのキャリア向上につながる事業として、国内の産業や環境、国際文化にじかに触れ、視野を広げ見識を深めることで郷土の発展のための課題と解決策を探求する郷土愛に根ざした地域の発展に貢献する人材を育成してまいります。

③キャリア教育の推進と進路指導の充実

職業観や労働観の育成を通して、社会の一員としての役割を認識するとともに、生徒一人ひとりの個性や持ち味を最大限に発揮しながら、自立していくために必要な知識および技能を育成してまいります。

また、町内各事業所のご協力のもと、就労体験学習の充実を図るとともに、ハローワークとも連携した就職先の開拓に努めてまいります。

④地域に根ざした人材の育成

高校生活3か年を見通した地域研究や郷土の自然を学ぶ「浜中学」を中心に、郷土の人材や素材を活用した教育活動の推進により、浜中を知り、浜中を調べ、浜中を広め、卒業後は、自分の力を活かせるような人材の育成に取り組んでまいります。

⑤保護者の負担軽減

通学交通費、資格取得等の検定料、各種模擬試験費用について、全額補助を継続実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、特別活動の活性化と充実を図るため、部活動終了後のバスを通年運行してまいります。

5安全・安心で快適な教育環境の整備

児童・生徒の快適な教育環境を守るため、学校施設の整備や安全性の確保ならびに学習

環境の充実に努めてまいります。

よりよい環境づくりのため、児童・生徒の立場に立ち、施設の老朽化対策について計画的に施設などの改修を実施するとともに、各学校の教育的効用を維持するための修繕などを実施してまいります。

①学校施設等の整備

学校施設整備事業として、浜中中学校の暖房改修工事、霧多布小学校・散布小中学校の給食用昇降機補修を実施するほか、霧多布中学校・散布中学校の教育用コンピュータ機器の更新を実施してまいります。

また、学校管理人の新たな配置により、学校施設および周辺環境の維持に努めてまいり

ます。

なお、閉校した学校施設につきましては、貴重な地域財産と捉え、町長部局と連携し、利活用の検討を進めてまいります。

②スクールバスの運行

スクールバスの運行につきましては、民間業者への業務委託を継続するとともに、安全運行の指導徹底を図ってまいります。

③学校給食センターの整備

建設中の学校給食センターにつきましては、平成30年4月の業務開始に向けて、着実に工事を進め、円滑に移行できるよう万全の準備をしてまいります。

＝ 町民生活に潤いと活力を生み出す社会教育の充実 ＝

■社会教育の振興

今日、激しい社会環境の変化や人々の価値観や行動様式の多様化する中で、町民が個性や能力を活かし、生涯を通して健康で、心身ともに充実した心豊かな社会生活を送るためには、多くの学習の機会を提供していくことが必要であります。

幼児から高齢者までが、各時期に応じた方法により、主体的に学び、町民生活に潤いと活力を生み出す社会教育に取り組んでまいります。

①家庭教育の推進

親子が健やかに成長するための「親子ふれあい学級」や「子育てセミナー」を開催するほか、「ブックスタート事業」を継続し、絵本を通して親子のひとときを大切にし、信頼関係や絆を深める家庭教育を福祉保健課との連携により、推進してまいります。

②青少年教育の推進

児童・生徒を対象とした「少年少女国内派遣事業」や「中・高校生ボランティアリーダー養成講座」などの体験的な学習機会の提供により、青少年の育成に努めるとともに、「少

年と高齢者とのふれあい促進事業」や「生涯学習活動推進支援事業」をはじめ、各種講座や教室を開催し、行政や老人クラブ、PTA等関係機関・団体のほか、地域指導者などの協力により、社会全体での青少年教育を推進してまいります。

③芸術・文化の振興

芸術・文化の振興においては、小中高生に各種芸術の鑑賞機会の提供、地域に根ざした郷土芸能の振興、文化財の保護、エトピリカの保護増殖の取り組みを継続するほか、開拓資料の整理分類に努めてまいります。

また、文化活動の成果に伴い全道・全国大会などへ出場する個人・団体に対し費用助成による支援をしてまいります。

④総合文化センターの充実

学習活動の中核施設である総合文化センターは、図書室利用の促進や視聴覚教育の推進を図るほか、計画的に施設の改修を実施し、機能の充実に努めてまいります。

また、開館30周年を迎えるにあたり、NHK公開録音「民謡をたずねて」を招致し、記念事業を実施してまいります。

②社会体育の振興

町民が健康で明るく、豊かな生活を営むためにスポーツ活動が果たす役割は大きく、子どもから高齢者までが気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の充実に努めてまいります。

また、スポーツ推進委員会を中心に、各種教室や大会開催の運営体制を強化し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

①スポーツ活動への支援

少年団や各種競技団体の活動およびスポーツ活動の成果に伴い、全道・全国大会などへ

出場する個人・団体に対し費用助成による支援をしてまいります。

②スポーツ施設の充実

大規模運動公園を中心とするスポーツ施設は、老朽化が著しい施設について、適切な維持補修に努めてまいります。

主な関連予算	(単位：千円)
校舎等補修工事（中学校）	30,402
パソコン等購入（中学校）	21,535
文化センター改修工事	8,300
学校給食センター改築事業	845,998

むすびに

以上、平成29年度の教育行政執行にあたって、基本姿勢と主要施策の概要を述べさせていただきました。

急速な少子化や社会の変化などに伴う教育的な課題がある中、ふるさと浜中に誇りを持ち、心豊かで健やかな人生を実現する人材の育成のために、本町の未来を担う子どもたちが、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶための学校教育と、生涯にわたる学びや文化やスポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出すための社会教育を積極的に展開してまいります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



平成29年度当初予算

町民と行政との協働のまちづくりに使われます

一般会計予算額 73億9,280万4千円

歳入内訳・対前年度比較

(単位：千円)

	平成29年度	平成28年度	比 較
町 税	683,182	671,652	11,530
地方譲与税	125,000	107,100	17,900
利子割交付金	500	1,200	△ 700
配当割交付金	2,200	1,500	700
株式等譲渡所得割交付金	1,800	1,400	400
地方消費税交付金	110,800	133,000	△ 22,200
自動車取得税交付金	20,000	20,000	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	300	0
地方特例交付金	1,100	2,000	△ 900
地方交付税	3,310,000	3,470,000	△160,000
交通安全対策特別交付金	1,100	1,100	0
分担金及金 び負担金	26,313	26,603	△ 290
使用料及料 び手数	242,702	199,493	43,209
国庫支出金	444,778	295,859	148,919
道支出金	396,381	377,969	18,412
財産収入	161,412	32,432	128,980
寄附金	103,030	23,030	80,000
繰入金	200,654	64,001	136,653
繰越金	10	10	0
諸収入	180,622	161,941	18,681
町債	1,380,920	729,230	651,690
歳入合計	7,392,804	6,319,820	1,072,984

歳出内訳・対前年度比較

(単位：千円)

	平成29年度	平成28年度	比 較
議会費	57,499	57,432	67
総務費	500,039	551,771	△ 51,732
民生費	834,237	786,251	47,986
衛生費	565,288	538,550	26,738
農林水産業費	966,868	815,588	151,280
商工費	158,988	124,123	34,865
土木費	441,886	357,580	84,306
防費	398,348	372,246	26,102
教育費	1,333,609	532,670	800,939
公債費	902,968	915,887	△ 12,919
給与費	1,228,074	1,262,722	△ 34,648
予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	7,392,804	6,319,820	1,072,984



各会計予算（平成29年度当初予算対前年度比較）

(単位：千円)

会計名	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率(%)
一般会計	7,392,804	6,319,820	1,072,987	17.0
国民健康保険特別会計	1,442,258	1,420,922	21,336	1.5
後期高齢者医療特別会計	68,055	70,084	△ 2,029	△ 2.9
介護保険特別会計	449,714	434,854	14,860	3.4
浜中診療所特別会計	255,035	250,427	4,608	1.8
下水道事業特別会計	412,280	437,099	△ 24,819	△ 5.7
水道事業会計	247,466	260,949	△ 13,483	△ 5.2
合計	10,267,612	9,194,155	1,073,457	11.7

平成29年度 臨時福祉給付金のお知らせ

消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和します。

- ▶ **支給対象者** 平成28年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
 ※ただし、ご自身を扶養している親族が課税されている場合（課税者の扶養親族等になっている方）や生活保護の受給者である場合は対象となりません。

▶ **支給額** 1人につき15,000円（支給は1回）

▶ **申請期間** 平成29年4月24日(月) から7月31日(月) まで

(参考) 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

区 分	非課税限度額		区 分	非課税限度額	
	給与収入ベース	所得ベース		年金収入ベース	所得ベース
単 身	93万円	28万円	単 身	65歳以上	148万円
夫 婦	138万円	73万円		65歳未満	98万円
夫婦・子1人	168万円	101万円	夫 婦	65歳以上	193万円
夫婦・子2人	210万円	129万円		65歳未満	143万円



■ 申請方法

申請先	役場福祉保健課福祉係（老人福祉・母子健康センター）・茶内支所・浜中支所	
申請に必要なもの	申請書	上記申請先の窓口で 4月24日(月)より お渡しします。 ※昨年度の「臨時福祉給付金（3,000円）」の受給者には郵送します。
	印鑑	認印で構いません
	指定した口座が確認できる書類	金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

◎原則として**申請期間外の申請は受け付けません**のでご注意ください。

◎申請期間等は、**各市区町村により異なります**。浜中町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページ等でご確認ください。

【基準日（平成28年1月1日）時点で住民票があった市町村に申請が必要です。】



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「障がい・遺族年金受給者向け給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり郵便が届いたら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話 [#9110]）にご連絡ください。



問い合わせ先

申請方法に関するもの	役場福祉保健課福祉係	☎62-2305
制度に関するもの	厚生労働省【専用ダイヤル】	☎0570-037-192

日本脳炎予防接種のお知らせ

昨年4月より北海道においても定期予防接種に加わった日本脳炎予防接種について、平成29年度の対象をお知らせします。

4月以降に3歳の誕生日を迎えるお子さんにつきましては、お子さんの誕生月の前月末に町から1期初回分の予防接種券および予診表を送付します。(平成28年度に1期初回接種を終了したお子さんには、1期初回の2回目接種終了から1年後に当たる月の前月末に1期追加分の接種券を送付します。)

なお、標準的な接種期間を過ぎた定期接種の対象に該当するお子さんにつきましては、平成28年度同様、保護者の方からの申し込みにより予防接種券等を交付します。

下記および右ページの内容をご確認いただき、日本脳炎予防接種に関するお問い合わせやお申し込みにつきましては、福祉保健課健康推進係（☎62-2307）までご連絡ください。

平成29年度に対象となる年齢一覧

生年月日	H9 4/2 ~ 4/1	H10 4/2 ~ 4/1	H11 4/2 ~ 4/1	H12 4/2 ~ 4/1	H13 4/2 ~ 4/1	H14 4/2 ~ 4/1	H15 4/2 ~ 4/1	H16 4/2 ~ 4/1	H17 4/2 ~ 4/1	H18 4/2 ~ 4/1	H19 4/2 ~ 4/1	H20 4/2 ~ 4/1	H21 4/2 ~ 10/1	H21 10/2 ~ 4/1	H22 4/2 ~ 4/1	H23 4/2 ~ 4/1	H24 4/2 ~ 4/1	H25 4/2 ~ 4/1	H26 4/2 ~ 4/1	H27 4/2 ~ 4/1
H29年度 年 齢	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	4歳 1期追加 3歳 1期初回	0	
	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4		1	

定期接種の期限が迫っています！

①平成22年4月2日～平成24年4月1日生まれの者

定期接種として1期を受けることができるのは90か月に達するまで

②平成9年4月2日～平成12年4月1日生まれの者

定期接種として1期および2期を受けることができるのは20歳に到達するまで

平成29年度の接種優先度

最 優 先 3歳以上4歳未満の間に1期初回の接種を受ける者

条件付優先① 4歳以上5歳未満で1期初回相当の接種を既に受けた者

条件付優先② 9歳以上13歳未満で1期初回および1期追加に相当する接種を完了し、5年以上経過している者



※平成30年度以降の対象となっている方は、希望により対象期間前での接種券の交付が可能な場合もありますが、基本的には上記一覧表のスケジュールで接種券の交付等をいたしますので、その旨ご了承願います。

定期接種対象者概要

■平成21年10月2日以降に生まれた方

基本的には標準的接種期間による接種となりますが、既に4歳を超えている方など標準的接種期間により接種できない場合は、定期接種対象者要件の範囲で接種することができます。

●標準的な接種期間	
1 期	3歳以上4歳に達するまでに1回目、2回目を接種、4歳以上5歳に達するまでに3回目を接種 ※接種間隔は1回目から2回目が6日～28日、2回目から3回目が概ね1年となります。
2 期	9歳以上10歳に達するまでに4回目を接種

○定期接種対象者

- 1 期 生後6か月以上生後90か月に達するまでに3回目まで接種
※接種間隔は1回目から2回目が6日以上、2回目から3回目が6か月以上です。
- 2 期 9歳以上13歳に達するまでに4回目を接種

《留意事項》 生後90か月を超え、9歳未満の間および13歳を超えた方は定期接種の対象外となります。
生後90か月までに1期の接種3回を完了できなかった方が、残り回数分を9歳に達してから接種することはできません。(任意接種として全額自己負担での接種は可能です。)

■平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた方

この要件は特例措置になりますので、生後90か月までに1期接種を完了できなかった方は、残り回数分を9歳に達してから13歳に達するまでの間に接種することができます。

○過去に接種歴のない方

- (1)生後90か月に達するまでに1回接種できる方は、2回目を9歳に達してから接種し、2回目から3回目は6ヶ月以上、3回目から4回目は6日以上の接種間隔により接種。
- (2)生後90か月に達するまでに2回接種できる方は、3回目を9歳に達してから接種し、4回目は3回目から6日以上の接種間隔により接種。
- (3)9歳以上の方は、13歳に達するまでの間に、1回目から2回目は6日以上(標準的には6～28日)、2回目から3回目は6か月以上(標準的には概ね1年)、3回目から4回目は6日以上(概ね5年の間隔をあけることが望ましい)の接種間隔により接種。

○過去に接種歴のある方

13歳に達するまでの間に6日以上(3回目の接種の場合は前回接種から6ヶ月以上)の間隔をあけて残りの回数を接種。ただし、既に生後90か月を超えている方は、9歳に達するまでの間は定期接種の対象外となります。

《留意事項》 7歳6ヶ月を超え、9歳未満までの間および13歳を超えた場合は定期接種の対象外となります。

■平成19年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

この要件も特例措置です。年齢に関わらず20歳に達するまでの間に1期と2期の合計4回の接種が可能です。

○過去に接種歴のない方

1回目から2回目は6日以上(標準的には6～28日)、2回目から3回目は6か月以上(標準的には概ね1年)、3回目から4回目は6日以上(概ね5年の間隔をあけることが望ましい)の接種間隔により接種。

○過去に接種歴のある方

6日以上(3回目の接種の場合は前回接種から6ヶ月以上)の間隔をあけて残りの回数を接種。

～お願い～

今般北海道が日本脳炎の予防接種を定期接種化を決定した理由として、感染症流行予測調査において、わずかではあるが北海道でも感染の可能性があること、さらには住民が道外や海外に行き来する機会が増えていることなどが示されており、道内での接種の必要性について検討された結果となっています。前述したように道内での発症者の現状や副反応の可能性も考慮した上、受けるかどうかは本人または保護者の方が最終的に判断されますようお願いいたします。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減割合が見直されました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減



◆ 保険料の計算方法（平成29年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 高額療養費の自己負担限度額が見直されます

高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直されます。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来 〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院 〔世帯単位〕	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円（※2）	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円（※2）
一 般	外来 〔個人単位〕	12,000円	14,000円 （※3）
	外来+入院 〔世帯単位〕	44,400円	57,600円 （※4）
住 民 税 非課税世帯	区分Ⅱ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	15,000円



- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。
- ※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が14,000円となります。
- ※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

■ 入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直されます

療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から次のとおり見直されます。

【平成29年9月まで】

区 分	1日あたりの居住費
以下のいずれにも該当しない方	320円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	0円
指定難病患者	0円
老齢福祉年金受給者	0円



【平成29年10月から】

区 分	1日あたりの居住費
以下のいずれにも該当しない方	370円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	200円
指定難病患者	0円
老齢福祉年金受給者	0円

問
い
合
わ
せ
先

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

または 役場町民課保険年金係

☎62-2187



浜中診療所からのお知らせ

【内科医師派遣診療について】

4・5月の北大第二内科医師の診療日をお知らせいたします。

- 4月13日(金)～4月16日(日)まで
- 5月5日(金)～5月7日(日)まで
- 5月19日(金)～5月21日(日)まで

左記期間中は、診療時間外や土・日曜日も対応しておりますが、急患（急病）のみの診療となりますので、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

なお、毎週金曜日は18時まで（予防接種は17時30分まで）診療を行っています。

【各種検査について】

浜中診療所では、町民の健康づくりのため、生活習慣病をはじめとするさまざまな病気の早期発見・治療のための各種検査を取り扱っております。日ごろからの体調管理に向け、定期的に検査を受けることが大切です。なお、各種検査の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆当日に受けられる検査は…

- 血液検査（肝機能、腎機能、血糖値の診断など）
- 尿検査（糖、蛋白の診断など）
- 心電図検査（不整脈、心筋の機能診断など）
- ホルター心電図検査（長時間の心筋機能の記録診断）
- 血管伸縮検査（動脈硬化の診断など）
- 骨粗しょう症検査（骨密度の診断）
- 視力・聴力検査（目、耳の状況診断）

◆予約が必要な検査は…

- 胃カメラ検査（胃や食道の病気診断など）
- 胃バリウム検査（胃の病気診断など）
- 超音波診断検査（甲状腺、心臓、腹部の病気診断など）
- ヘリコバクターピロリ菌感染検査（呼吸によるピロリ菌有無の診断）

【問い合わせ先】 浜中診療所 ☎62-2233

平成29年度 人づくり事業の募集を行います

将来に向けた人材育成を目指し、町内の個人・団体が主体となって実施する人づくり事業を募集します。本事業の活用を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

○対象事業

- ▶国内および海外派遣交流事業
- ▶指導者養成にかかる技能取得等の研修事業
- ▶町の産業にかかる生産加工技術取得等の研修事業
- ▶生活、文化、スポーツ、福祉にかかる技能取得等の研修事業

○対象経費 …… 旅費、研修費、教材費等

○申し込み期限 …… 4月28日(金)まで

問い合わせ先 役場企画財政課企画調整係

☎62-2237



「浜中町安心住まいる促進事業」のお知らせ

町では、住宅の新築および住宅リフォームを行う方のうち、一定の条件を満たした方に助成金を交付いたします。今年度から新たに水洗化改造工事を行っていない方への助成金の交付を行うこととなりました。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

助成対象者

- ①浜中町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方
- ②町内住宅の所有者（同居の親族を含む）で、対象住宅に居住している方または居住する予定である方
- ③町税等を完納している方（同居の親族を含む）
- ④過去に本事業による助成を受けたことがない方

助成対象要件

- ①工事対象が、専用住宅または併用住宅（住宅部分のみ）であること。
- ②町内の建設業者が施工すること。
- ③交付申請日現在において、工事着手の21日前であること。

申請書類

- ①助成金交付申請書
- ②誓約書兼同意書
- ③工事の見積書
- ④対象住宅図面
- ⑤施工前写真
- ⑥納税証明書
- ⑦その他必要とされるもの

助成金額等

「浜中町ピリカ金券」により助成され、金額については次のとおりです。

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
住宅の新築または新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円
住宅リフォーム	10万円未満	助成対象外
	10万円以上 200万円未満	10%を助成
	200万円以上	一律20万円
水洗化改造工事 (単独工事の場合*)	10万円未満	助成対象外
	10万円以上 30万円未満	10%を助成
	30万円以上	一律3万円

※その他住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「住宅リフォーム」の工事とみなします。

問い合わせ先

役場建設課建築係

☎62-2343

平成29年度 地域振興補助事業の募集を行います



平成28年度実施事業
浜中秋ど真ん中祭り

今年度の地域振興補助事業を募集します。

地域振興補助事業は、明るく活気に満ちた地域を目指し、各自治会や町内会、住民活動団体が実施する地域活性化事業やコミュニティ事業に対し、町が経費の一部を補助するものです。

補助対象事業や補助率等に規定がありますので、本事業の活用を希望する団体等は、事前に下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場企画財政課企画調整係

☎62-2237

「再生可能エネルギー」を 新たに導入する方に補助いたします

町では、地球温暖化防止に寄与し、循環型社会の構築と環境にやさしいまちづくりを推進するとともに、地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギー等の設備を設置する方に補助金を交付しています。詳細は下記までお問い合わせください。



【浜中町再生可能エネルギー等導入対策事業費補助金の概要】

1 補助対象者

- ①町内に住所を有し、または住所を有する見込みの方
- ②自ら居住する町内の住宅または店舗等との併用住宅にシステムを設置する方
※居住の用に延べ床面積の2分の1以上を供するものに限る。
- ③建売住宅供給者等から自ら居住する町内のシステム付住宅を購入する方
- ④上記の方で町税等（同居の親族を含む。）を完納している方
- ⑤補助対象者（同居の親族を含む。）は、過去に浜中町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けていない方

2 補助対象事業および補助金の額（限度額） ※未使用のものであること。

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置した太陽光システムのうち10kW未満のもの	1kW当たり2万円 (上限5kW)	10万円
小型風力発電施設	風力でブレードを回転させ、その回転運動を発電機に伝えて発電する発電機の定格出力が100W以上の施設	経費の10分の1	10万円
地中熱利用施設	地中熱を利用する設備を設置する施設	経費の10分の1	10万円

3 補助の方法

「浜中町ピリカ金券」により補助いたします。

4 補助事業条件

町内建設業者等が補助対象事業を実施することが条件となります。

5 申請方法

- ①平成29年4月10日(月)～平成29年12月29日(金)
- ②交付申請は、必ず事業の着手前または補助対象設備付住宅の取得前に行ってください。

6 申請時必要書類等

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③誓約書兼同意書
- ④対象設備の設置に係る契約書もしくは見積書の写しまたは対象設備付き住宅売買契約書の写し
- ⑤仕様書
- ⑥住宅の位置図
- ⑦対象設備を説明する書類（カタログ等）
- ⑧その他町長が必要と認める書類等

問い合わせ先 役場企画財政課環境政策係

☎62-2194

税務課からのお知らせ

問い合わせ先
役場税務課収納係
☎62-2174

町税などの納め忘れはありませんか？

町税や各種税外金は、本町の基幹産業である農業・漁業の振興、快適な生活環境の整備、町民福祉の向上などの実現に向けた各種事業を推進する上で、欠かすことのできない自主財源です。

納税者の皆さまが納入しやすい環境づくりに取り組んでおりますので、完納されている方との公平性を保つためにも、未納のある方は早期に納入してください。

夜間納税相談窓口

役場開庁時間に納税相談ができない方のために、毎月夜間納税相談窓口を開設いたします。

- 開設日 4月28日(金)
- 時間 午後7時まで
- 場所 役場税務課収納係



納期が既に経過しています！

- 軽自動車税
- 町道民税 (第1期～第4期)
- 固定資産税 (第1期～第4期)
- 国民健康保険税 (第1期～第6期)

納期限を過ぎた税は『**滞納**』扱いとなります。

未納者に対して納付の催告(督促)書を送付し、職場調査や預貯金調査等を行う場合があります。

狩猟免許等の取得を支援します

町では、新たに狩猟免許等を取得した方を対象として、狩猟免許の取得、猟銃の所持許可の取得および猟銃等の購入に要した経費について助成金を交付します。狩猟免許の取得を検討されている方は、下記までご連絡ください。

助成の目的 全国的に狩猟者が減少・高齢化する中、浜中町の野生鳥獣の保護管理体制を維持するため、捕獲の担い手となる人材の確保を目的としています。

助成の内容

- 助成率** 助成対象経費の全額(10分の10)
- 対象経費**
- ①狩猟免許取得関連(講習会受講料、申請手数料、各種証明手数料)
 - ②銃砲所持許可取得関連(講習会受講料、申請手数料、各種証明手数料)
 - ③銃砲装備関連経費*(銃砲、保管ロッカー等購入費)【上限は25万円】

助成の対象

- ①町内に住所を有する者で、町税等を滞納していない方
- ②新たに狩猟免許等を取得して狩猟者登録を受けた方
- ③北海道猟友会厚岸支部浜中分会に所属し、当該狩猟者登録を受けた年度の翌年度から5年間、町から有害鳥獣の捕獲活動に従事する要請があった場合に従事することを誓約できる方。

●問い合わせ先 役場茶内支所農林課林務係 ☎65-2193

浜の風景

漁業者アンケート
（漁業者の未来を考える）

浜中町役場
水産課
第 30 号

●浜中町の漁業の後継者対策の必要性

浜中町の漁業は、漁業資源の減少や魚価の低迷など厳しい経営環境にあることから、漁業従事者の減少や高齢化の進行により、漁業の将来を担う人材の確保が急務となっております。また、資源管理を進めながら収益性の高い操業体制の確立および人材の育成確保等を通じて、持続的に漁業活動を担う漁業経営者の育成が求められています。

●アンケート調査結果

このたび、「浜中町の漁業後継者問題および漁業振興に関する組合員アンケート」は両漁協、町主体で実施しました。今後の漁業振興のあり方、組合員の漁業経営方針の考え方を把握することを目的に、全国的に問題となっている漁

業後継者問題については、両漁協においても今おかれている現状等を把握し、昨年11月に調査結果を取りまとめました。

■調査の概要

調査対象

平成28年2月現在の漁業協同組合組合員

標本数 510

調査方法

漁業協同組合を通じて組合員に配布および回収

調査期間

平成28年2月4日～4月30日



回収結果

調査対象	標本数 (配布数)	有効 回収数	有効 回収率
浜中漁業協同組合	361	208	58%
散布漁業協同組合	149	103	69%
合計	510	311	61%

●アンケート結果まとめ

①漁業後継者について

アンケートの回答者年齢は、60歳以上が55%を占め、その90%が既婚者であります。後継者がいる漁業者は31%程度に過ぎず、将来の漁業の担い手、労働力確保に大きな不安を残す結果となっております。

後継者がいない理由としては、回答者の10%は子孫がないとの回答でありましたが、15歳以上の子孫がいる漁家でも61%はすでに他の職業に従事している、あるいは将来漁業を継ぐ意思がないなどの回答で、大半は子孫の意思によ

るものであることがわかりました。

また、漁業後継者の47%は、漁業に従事しながらも他の職業に従事しており、1年を通しての就業にも課題があることがうかがえました。

後継者の結婚問題については、後継者の年齢層が10歳代から50歳代まで年齢幅はあるものの、就学中の者を除き52%は独身者であり、回答者の半数以上は結婚を望んでいます。アンケートでは、婚活パーティーなどのイベントの必要性も結婚を希望する者のうち43%は「思う」と回答、「参加する・参加させたい」も37%の回答となった一方で、「思わない」16%、「参加しない」18%と意見が分かれる結果となりました。婚活パーティーなどの取り組みの検討も必要と考えます。

※ 漁業者アンケートは、今月号と次号の2回に分けて掲載します。



ごみ博士からのお知らせ！



●ごみの「不法投棄」は犯罪じゃ！

ようやく春になって暖かくなってきたのに、解けた雪の下から出てくるごみにはがっかりするのう。これから観光シーズンを迎えるというのに、ごみだらけではとても悲しいことじゃ。

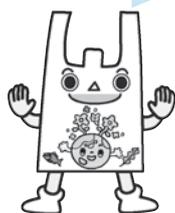
特にペットボトルや空缶、たばこの吸い殻をよく見かけるのじゃ。すべて収集に出せるごみだから、歩行中や車からのごみのポイ捨ては絶対やめてほしいのう。

また最近、山林などの人目につかないところに廃タイヤやテレビなどが捨てられていることが多いんじゃよ。廃タイヤやテレビなどの「町が処理できないごみ」は、回収業者に処理を頼んでくれよ。

ちなみに不法投棄をした場合は、法律で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられることがあるんじゃ。「処理費用がもったいない」「面倒だから」という理由で安易に不法投棄はせず、きちんとごみを処理するように注意してくれよ！

**面倒なことでも、小さなことからコツコツと！
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！**

レジポくんからのお知らせ！



町内7校目！霧多布中学校、学校版環境ISO初認定！

3月1日、霧多布中学校で浜中町学校版環境ISO認定式が行われました。霧多布中学校は、町内で7校目の学校版環境ISO認定校となります。

霧多布中学校では、空き教室の電気は消す、ごみは分別して捨てるなどの活動はもちろん、ごみを減らす活動の一環として、給食を残さないで食べることに力を入れており、どれだけ給食を残したかを記録する残食チェックシートがあります。そのチェックシートの効果もあり、今では残食がほとんどないそうです。

霧多布中学校のISO活動は、生徒が自発的にペットボトルのキャップやプルタブの回収を始めたのがきっかけです。将来を担う子どもたちが自ら環境保全活動に取り組む姿が非常に頼もしく感じられました。



問い合わせ先

役場企画財政課環境政策係

☎62-2194

高齢者叙勲（自治功労）

長きにわたり地方議会議員として地方自治の育成・発展に貢献されました元浜中町議会議員の内藤英昭さん、栗本章子さんに旭日単光章が授与されました。

この度の受章、誠にありがとうございます。



内藤英昭さん



栗本章子さん

2
14

Hamanaka Photo News

簡易軌道記念切手が贈呈されました

2月10日より日本郵便株式会社北海道支社の「釧路地域の開拓を支えた簡易軌道」のオリジナルフレーム切手が販売開始となりました。それに伴い、2月14日に釧路東郵便局長より浜中町へ同切手が贈呈されました。

※浜中町の簡易軌道であった「浜中町営軌道」は、地域や産業の大切な交通手段として活躍しておりましたが、昭和47年に廃線となり、国内最後の簡易軌道として地域や鉄道ファンから惜しまれながら40有余年の歴史に幕を閉じました。



3
8

Hamanaka Photo News

消防署に新しい仲間が加わりました

浜中消防署に新たな水槽付消防ポンプ自動車^{キャブス}が配備されました。同車両は総重量21.5 tで、積載水量は5,000 l、水と薬液を混合させ消火する「CAFS（圧縮空気泡消火装置）」を装備しています。同機能は積載水量5 tをCAFSで放水することで、水だけの消火で換算すると約30 t分に相当します。旧型に比べ水の量を抑え、消火栓などの水利を確保出来ない地域などでも十分に活躍が期待されます。また、少量の水でも高い消火機能を発揮するため、家財の水損を最小限にとどめることができます。

その他、大型油圧救助・狭隘空間救出^{きょうあい}・都市型救助など最新の資器材を搭載しており、多種多様の災害等に対応することができます。

同車両は、消防庁が定める災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車としての機能と、救助工作車と同じ救助資機材を搭載した、まさに「1台2役の消防車両」として有事の災害等での活躍が期待されます。



3 / 11

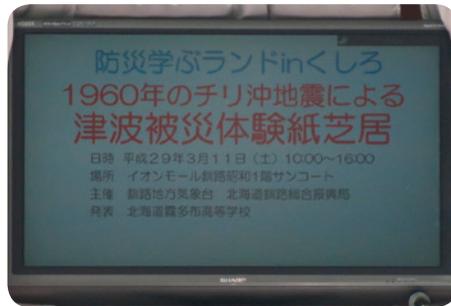
Hamanaka Photo News

防災学ぶランド in くしろが開催されました

釧路市のイオンモール釧路昭和にて、「防災学ぶランド in くしろ」が、釧路地方気象台と北海道釧路総合振興局の主催で開催されました。

当日は、津波や火山災害に関する3D防災シアターの上映や防災グッズの展示コーナーなどのほか、霧多布高校の生徒が、チリ沖地震津波の被災体験を伝える紙芝居と津波災害文集「赤いまり」の朗読を行いました。大勢の人を前に緊張した面持ちでしたが、感情を込めて堂々と発表していました。

50年後、100年後の未来へ災害の記憶を伝承するため、霧多布高校の防災教育の取り組みが、これからも続いていくことを期待します。



霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

きりたっぷ子ども自然クラブ

3月の子どもクラブは、湿原センターに宿泊してモモンガ観察会を行いました。昼間のうちに森を散策し、モモンガの糞や食痕が落ちていた場所で、日が落ちるまでモモンガが出てくるのをじっと待ちました。残念ながらモモンガを見つけることはできませんでしたが、2日間を通して糞や足跡、巣などたくさんの動物の生活の様子を観察することができ、子どもたちは大満足でした。



お知らせ

きりたっぷカフェ営業中!

湿原センター2階の霧多布カフェではコーヒーやジュースなどの飲み物、カレーやホットケーキなどの軽食を販売しております。湿原センターにお立ち寄りの際には、ぜひご利用

用ください。

浜中ホエイ豚のサンドイッチ … 550円

ビーフカレー … 650円

ホットケーキ … 400円

メニューは他にも取り揃えております。詳しくは下記までお問い合わせください。



ゴールデンウィークイベントのお知らせ

霧多布湿原センターでは現在、ゴールデンウィークに向けたイベントを企画中です。今年は「森」をテーマにしてワークショップやガイド、食事の提供、映画上映などを行う予定です。詳細が決まりましたら再度お知らせしますので、お楽しみに!

●問い合わせ先

霧多布湿原センター

☎65-2779

URL <http://www.kiritappu.or.jp/center/>

既存住宅耐震改修費の補助について

町では、地震発生時の住宅倒壊等による被害を軽減するため、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。）および共同住宅を対象に、耐震改修工事および耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む。）に係る経費に対し、最大で30万円までの補助を行っております。

※詳細は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

役場建設課建築係

☎62-2343

駐在所からのお知らせ

春の全国交通安全運動が実施されます！

実施期間

4月6日(木)～4月15日(土)の10日間

運動の重点

- (1)子どもと高齢者の交通事故防止
- (2)歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- (3)後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4)飲酒運転の根絶

4月10日は交通安全死ゼロを目指す日です！

一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

厚岸警察署 浜中グループ駐在所

一般不妊治療費助成のお知らせ

町では、一般不妊治療（体外受精および顕微授精を除く。）を受けている方の経済的な負担軽減を図るため、治療に要する費用の一部助成を実施しています。

助成対象

- 夫婦ともに浜中町に住所を有する方で、町税等の滞納がない方
- 医療保険適用外の一般不妊治療を受けている方
- 医療保険各法に規定する被保険者または組合員もしくは被扶養者の方

助成内容

- 対象となる期間
平成29年4月1日以降
- 対象となる治療
医師が必要と認めた医療保険適用外の一般不妊治療
- 対象となる経費
一般不妊治療に要した医療費の自己負担額
- 助成金の限度額
1年度につき5万円（通算して3年度を限度とする。）

※詳細は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

役場福祉保健課健康推進係

☎62-2307



平成29年度 調理師試験のお知らせ

試験日 8月29日(火) 13時30分～16時00分

試験地 釧路市（試験会場については、受験票により通知）

受験願書の提出先および受付期間

提出先 釧路保健所または釧路保健所標茶支所

受付期間 5月15日(月)から5月26日(金)まで

*受験願書は4月上旬から釧路保健所および釧路保健所標茶支所にて配布しています。

合格発表 10月19日(木) 9時00分から

受験手数料 6,900円

●申し込み・問い合わせ先

釧路保健所企画総務課企画係

☎0154-22-1233



みるこんからのお知らせ

浜中町健康・医療相談ダイヤル24

町では、民間委託方式により、24時間年中無休・通話料無料の『浜中町健康・医療相談ダイヤル24』を開設しています。健康・医療や、介護、育児などの相談に、医師や保健師、看護師などの専門職がお答えします。

気になる症状や心配事などがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談ダイヤル

☎ 0120-89-2400

*浜中町民限定のサービスです。

地場 産品 クッキング

「ほっき貝のマリネ」

【材料：4人分】

- ☆ほっき貝…………… 8個
- ☆ミニトマト…………… 4個
- ☆新玉ねぎ…………… ½個
- ☆パプリカ(黄)…………… ½個
- Aオリーブ油…………… 大さじ3杯
- Aレモン果汁…………… 大さじ3杯
- A食塩…………… 小さじ½杯
- Aこしょう…………… 少々

今月の食材は「ほっき」です。

ほっき貝にはリンや鉄が豊富に含まれています。そのため、骨・歯の形成や貧血予防に効果があります。

【作り方】

- ①ほっき貝をゆがき、食べやすい大きさに切る。
- ②ミニトマトを半分に、新玉ねぎとパプリカは薄切りにする。新玉ねぎは、水にさらす。
- ③Aを合わせておく。
- ④食べる直前に、②の水分を十分に切り、①と③を合わせて完成。

【1人分の栄養素】

エネルギー 190 kcal
カルシウム 83mg
食塩相当量 1.5g

食塩の1日摂取目標量

男性 8.0g未満
女性 7.0g未満

私たちの町の高等学校 霧多布高校通信

20年後の浜中学の成果に期待 浜中学2期生が卒業

3月1日、第63回北海道霧多布高等学校卒業証書授与式が、多くのご来賓にご列席いただき、盛大に挙行されました。式典の後には3学年から感謝を伝える合唱が在校生、保護者、教職員、そして列席された地域の方々に披露され、卒業式に花を添えました。

本校の学校設定科目「浜中学」を履修した2期生となる生徒の卒業後の活躍を、地域の方々と共に見守りたいと思います。「浜中学」は本町を知る、課題を探る、情報を発信するという3本の柱で構成されています。卒業生は3年間で本町の課題を知り、課題解決には自分たちの世代のこれからの活躍が不可欠であることを認識しました。霧高の卒業生が労働人口の中心となる20年後に、この学びの成果をどのように町に還元するのかを期待せずにはられません。

卒業生のひとりである小西泰成さんは、4月より小樽商科大学に進学します。本校より、筆記試験を経ての国公立大学合格という快挙を遂げ、地元の学校からでも国立大学に進学できることを証明しました。その背景には、毎日放課後、マンツーマンの徹底した指導があり、半年間で飛躍的に英語の得点を伸ばすことに成功しました。厳しい指導に耐えた努力の陰には、「浜中学」で学んだ本町の課題解消へ向けて、自分が経済や流通について専門的に学び、将来は経済をとおして地域振興に貢献できる人物になりたいという強い想いがありました。

4月8日には、浜中学5期生となる新入生が入学し、平成29年度の教育活動が新たに始まります。昨年度同様に、地域の皆さまからのご支援をいただきながら「わが町の学校」としての使命を果たしたいと思いますので、これまで同様の、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



「早寝 早起き 朝ごはん」運動！

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。

しかしながら最近の子どもたちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく寝る」という成長期の子どものために必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。

町教育委員会では、子どもたちがハツラツとした毎日を送ることができるよう、「朝食をとらずに登校する子をゼロに」を目標に掲げ、学校・家庭・地域と連携した「早寝 早起き 朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上に取り組んでいます。



- は** つらつとした毎日を送るために朝ごはんを食べましょう。
- や** さしい心を育てるために早寝早起きで睡眠を十分とりましょう。
- お** おいに体を動かし体力をつけるために外遊びやスポーツをしましょう。
- き** らきら輝く子どもたちの笑顔のために道民ぐるみで支え、見守りましょう。

浜中町生涯学習

「いきいきくらし塾」

新規募集中！

いきいきくらし塾は、人生のあらゆる時期に自身に適した手段や方法で学習を始めようと思っている皆さんが新たにグループやサークルなどを作り、その活動を始める場合に支援をする事業です。支援内容は次のとおりとなっておりますので、希望する皆さんはお気軽にお問い合わせください。

- ◆**対 象** 5人以上のグループ・サークル
- ◆**開催場所** 町内の公共施設など
- ◆**学習内容** 一般教養、日常生活、健康・保健、家庭教育、生活伝承、芸術・文化、体育・スポーツ、レクリエーション、その他
- ◆**学習時間** 1ヵ月4時間以上の活動
- ◆**支援内容** サークルなどの指導者の謝金に対して1時間当たり1,500円を支援
(※ ただし、1ヵ月4時間を限度といたします。)
- ◆**支援期間** 最長1年間とし、その後自主サークルとして活動を続けてください。



問い合わせ先 教育委員会生涯学習課社会教育係 (☎62-2394・62-3131)

学校教育からの情報コーナー

希望を胸に抱いて ～ 小・中学校卒業式 ～

3月、小・中学校の卒業式が行われました。

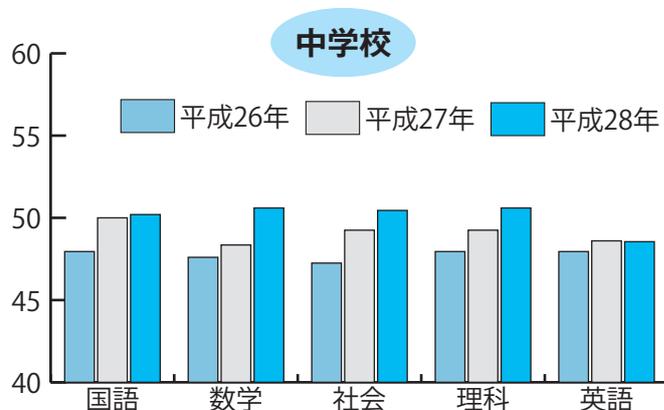
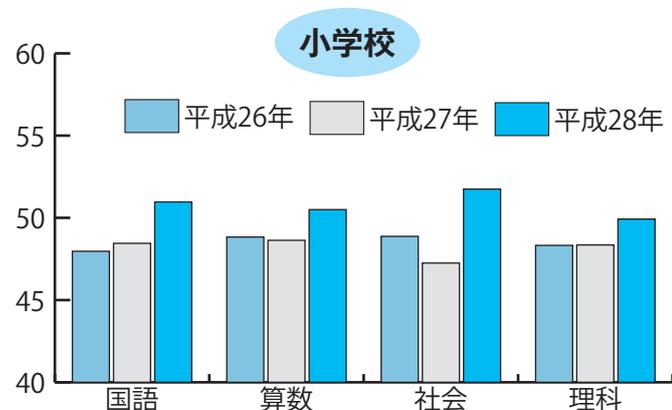
来賓や保護者、教職員や在校生に祝福され、喜びと希望を胸いっぱい、小学校卒業生68名（霧多布小21名、散布小8名、浜中小14名、茶内小22名、茶内第一小3名）、中学校卒業生62名（霧多布中27名、散布中7名、浜中中12名、茶内中16名）が学び舎を巣立っていきました。



卒業生一人ひとりの引き締まった表情から、これまでの数々の学びで培ってきた人間としての大きな成長が感じられました。

伸びる子どもたち ～ 町学力調査の結果より ～

昨年12月に、町内の小学校1年生から中学校2年生を対象に標準学力調査を実施しました。基礎的・基本的な学習内容の繰り返し指導など、各学校の継続的な取り組みの成果により、本町の子どもたちの学力は着実に伸びてきています。



*** 標準学力調査の実施教科**

- 小学校 1・2年…国語、算数 3～6年…国語、算数、社会、理科
- 中学校 1・2年…国語、数学、社会、理科、英語

* グラフの数値は全国値の正答率を50とした時の換算値（実施全学年の平均）

【子どもたちの学ぶ力を育てていくために】

学校では、今後も、調査結果の分析に基づき、学力向上に向けた取り組みの検証・改善を図り、子ども一人ひとりに応じて、確かな学力の定着を図る取り組みを推進してまいります。

ご家庭では、テレビやゲーム、携帯電話、スマートフォンなど、メディアの接触時間や使い方について約束事を決め、お子さんがリズムある生活を確立し、毎日机に向かって勉強する習慣が身に付くよう、目配りと働きかけをお願いします。

新着図書案内

児童書



『しましまじま』 tupera tupera/作

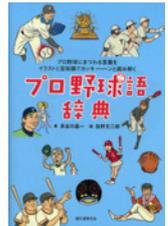
しましまじまは、花も雲も大地も住んでいる人も、みーんなしましま。いつもはみんなのんびりしているけれど、今日は何だかソワソワ…。今日は年に1度の自分のしましまを自慢するお祭りの日だからです。島のみんなは、さまざまなしましまを自慢してくれます！

『パンダ銭湯』『しろくまのパンツ』の作者が贈る、賑やかで楽しい絵本です。

『プロ野球語辞典』 長谷川 晶一/著

プロ野球にまつわる言葉を、豊富なイラスト・写真とともに読み解いていく一冊。豆知識や小ネタはもちろんですが、プロ野球年間スケジュールや、12球団プロフィール、ファンクラブコース一覧、審判ジェスチャー集など、ディープな内容も数多く登場します。

野球ファンはもちろん、野球に興味がない人にもオススメの1冊です。



一般書

児童書



『1ねんせいのせいかつえじてん』 WILL こども知育研究所/編著

さまざまな生活習慣、マナー、学校での過ごし方など“こういう事が出来るといいな”と感じられるものを分かりやすいイラストで紹介しています。小学校1年生になる前、なった後の子どもを対象にした本ですが、それ以外の子どもにもぜひ一度は読んでもらいたい1冊です。お父さん・お母さんと一緒に読むのもオススメですよ！

『沈黙法廷』 佐々木 譲/著

一人暮らしの初老男性が死体で見つかった。容疑者に浮上したのは、家事代行業の女。彼女の仕事先では、他にも不審死が発生していた…。彼女は当初無罪を主張していたが、証言台に立つなり口を閉ざす。有罪になってまでも守るべきものが彼女にはあるのか…？

北海道新聞朝刊にて連載されていた作品が、待望の書籍化！



一般書

《 こどもの読書週間のお知らせ 》

4月23日(日)～5月12日(金)までの期間は、こどもの読書週間です。

第59回のテーマは『小さな本の大きなせかい』。

図書室では、期間中テーマに沿った本の展示と、下記の日程でイベントを行います！

4月29日	11:00～ 14:00～	大型絵本・紙芝居の読み聞かせ
5月3～5日	13:30～	工作会 3日・5日はペットボトルで小物入れ、 4日はペーパークラフトで車を作るよ！

絵本の他にも小学生・中高生向けの本も展示予定です。

ぜひ、図書室へ遊びに来てください！

今月のおはなし会

8日
(土)

22日
(土)

場所 総合文化センター
2階図書室

時間 午前11時～

地域包括支援センターです

平成29年4月より、要支援認定の方が利用する「ホームヘルプサービス」と「デイサービス」が総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行します！

No.333 保健師・歯科衛生士・栄養士です

何が
変わるの？

地域に合わせた介護メニューが作れるようになりました。それに伴い、平成29年4月からこれまで要支援1・2の方の訪問介護サービスと通所介護サービスが、浜中町の基準で実施する総合事業の枠組みに移行します。詳細は下記をご覧ください。

町では、総合事業に移行後も現行通りのサービスを実施しますので、要支援認定を受けている方も従来と同様にサービスを受けることができます。

◇ 平成29年3月まで ◇

介護給付（要介護1～5）

現行と同様

介護予防給付
（要支援1・2）

訪問看護・福祉用具等

現行と同様

訪問介護・通所介護

事業へ移行

介護予防事業

二次予防事業

対象：基本チェックリスト該当者
内容：要支援・要介護状態を予防する運動教室など

一次予防事業

対象：一般高齢者
内容：介護予防のための運動や講話など

町で実施

※要介護1～5の方が利用するサービスは変更ありません。

すでに要支援認定を受けている方へ

- 現在、訪問介護・通所介護を利用している方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。
 - 訪問看護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与などのサービスに変更はありません。従前通りのサービスを利用できます。
- ※ご不明な点などは、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターへお問い合わせください。

◇ 平成29年4月から ◇

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1・2）

浜中町の基準により実施

介護予防事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業

対象：要支援1・2、
基本チェックリスト該当者

- 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
- 通所型サービス（デイサービス）
- その他の生活支援サービス

一般介護予防事業

対象：すべての高齢者

- 教室・通いの場の充実
- 健康教室・健康相談
- ハツラツ倶楽部わっはっは
- 介護予防教室ほのぼのくらぶ

一般介護予防事業は、介護認定を受けていない方でもご利用いただけますので、参加お待ちしております。

介護サービス利用希望のご相談は…

浜中町地域包括支援センター ☎62-2307

介護保険に関するお問い合わせは…

役場福祉保健課介護保険係 ☎62-2319

4月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

日にち	行事	日にち	行事
1 土		15 土	
2 日		16 日	●特定健診・がん検診 (新川会館 6:00~7:00) (西円朱別農民研修センター 9:00~10:00)
3 月			
4 火			
5 水		17 月	●特定健診・がん検診 (老人福祉・母子健康センター 6:00~9:00)
6 木	●入学式 (霧多布小・散布小中・浜中小・茶内小・茶内第一小)		
	●町内小学校・中学校第1学期始業式		
	●子育て支援センター新年度開始		
7 金	●入学式(霧多布中・浜中中・茶内中)	18 火	●特定健診・がん検診 (琵琶瀬住民センター 6:00~7:00) (茶内第一住民センター 9:00~10:00)
8 土	●霧多布高校入学式		
	●霧多布高校前期始業式		
	●今月のおはなし会 (総合文化センター図書室 11:00~)		
9 日		19 水	●特定健診・がん検診 (湯沸母と子の家 6:00~6:30) (茶内コミュニティセンター 8:00~10:00)
10 月	●子育て支援センターお休み	20 木	●むし歯予防教室 (老人福祉・母子健康センター 10:00~11:00)
		21 金	
11 火	●特定健診・がん検診 (暮帰別福祉館 6:00~7:00) (円朱別会館 9:00~10:00)	22 土	●今月のおはなし会 (総合文化センター図書室 11:00~)
		23 日	
12 水	●特定健診・がん検診 (仲の浜福祉館 6:00~6:30) (姉別農村環境改善センター 8:30~10:00)	24 月	
		25 火	
		26 水	
13 木	●特定健診・がん検診 (散布漁村センター 6:00~9:00)	27 木	
		28 金	
14 金	●特定健診・がん検診 (散布漁村センター 6:00~9:00)	29 土	
		30 日	

あそびのひろば	月火木金	9:00~12:00 (霧多布保育所内子育て支援センター)
	月火水木金	14:30~16:30 (霧多布保育所内子育て支援センター)
	水	10:00~12:00 (茶内コミュニティセンター) ※コミセン使用時はお休み

町施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	3・10・17・24
	総合体育館	3・10・17・24・30
	農業者トレーニングセンター	3・10・17・24・29
	すくらむ21	3・10・17・24・30
	MO-TTOかぜて	5・6・12・13・19・20・26・27
	勤労青少年ホーム	4・5・11・12・18・19・20・25・26

ひとのうごき

2月末現在(前月比)
 ●人口:6,087人(+12)
 男:2,979人(+3)
 女:3,108人(+9)
 ●世帯数:2,488世帯(+5)



おたんじょう

火 散 布・田中 大寿ちゃん(蔵人さん)
 琵琶瀬・三浦 悠斗ちゃん(喜章さん)
 茶内栄・外崎 風介ちゃん(俊幸さん)



おくやみ

暮帰別東・島 ヒテさん(98歳)
 火 散 布・柳田 茂信さん(67歳)



今月の表紙

浜中消防署に新しい消防車両が導入されました

3月8日から運用開始となる新しい消防車両が、町長に披露されました。(詳細は32ページをご覧ください)



文芸サロン

俳句

モモンガも翔ぶよと語りり^{そま}杣の人

酒井 梅子(茶 内)

羽ばたきもゆるりと日向が冬の蝶

福沢 秋桜(茶 内)

朝明けを研ぐ若枝のさえずりや

天井知代子(暮帰別)

短歌

再来の合図なるかも旅立ちの間際に聞きし鳥の一声

相原 睦子(茶 内)

ちりめんのちっちゃなネズミのお雛さま桃の花下笑顔で並び

福沢 秋桜(茶 内)

鳥待ちて鳥来る月の報われし言葉遊びに切に君恋う

天井知代子(暮帰別)

文芸サロンに掲載する俳句または短歌を募集します。

作品を提供いただける方は役場広報係までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎六二一一二四八

